

横須賀市報

第 1 8 2 5 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示	
◇指定代理納付者の指定について……………	14857
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇不動産差押書の公示送達……………	〃
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	14858
◇固定資産税・都市計画税ほか2件の督促状の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇物品の売払いに係る一般競争入札について……………	〃
◇横須賀都市計画道路事業の承認に関する図書の写しの縦覧について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	14859
◇指定下水道工事店の指定について……………	14860
上下水道局公告	
◇水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について……………	〃
教育委員会告示	
◇社会教育施設の供用の再開について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

告 示

横須賀市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）第115条の規定により告示します。

令和3年10月11日

横須賀市長 上地克明

- 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
(1) 大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号イに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年10月25日から令和4年3月31日まで

横須賀市告示第192号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年10月11日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年10月11日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
295	旧	田浦町4丁目57番の2地先から 田浦町4丁目63番の1地先まで	メートル 2.0～5.7	メートル 51.6
	新	田浦町4丁目57番の2地先から 田浦町4丁目52番の4地先まで	2.0～4.5	10.1
3,145	旧	津久井5丁目3960番の6地先から 津久井5丁目1750番の1地先まで	1.8～1.9	89.0
	新	津久井5丁目3874番地先から 津久井5丁目1750番の1地先まで	3.3～9.2	85.0

公 告

横須賀市公告第179号 (令和3年9月28日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月28日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第180号 (令和3年9月28日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月28日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第 181 号 (令和3年9月28日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 182 号 (令和3年10月1日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月1日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 4 columns: 年 度, 税 目, 期 別, 発 付 年 月 日. Rows for 令和2年度 and 令和3年度 fixed asset taxes.

Table with 4 columns: 令和3年度, 市 民 税 (普通徴収), 第 1 期 分, 令和3年7月29日. Rows for 7月随時 and 第 2 期 分.

(別紙略)

横須賀市公告第 183 号 (令和3年10月1日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月1日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 3 columns: 年 度, 税 目, 備 考. Row for 令和3年度 市 民 税 定期賦課分.

(別紙略)

横須賀市公告第 184 号 (令和3年10月1日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年10月1日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 4 columns: 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号, 工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号, 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称, 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名.

横須賀市公告第 185 号 (令和3年10月5日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 令和3年10月5日

横須賀市長 上 地 克 明

Table with 4 columns: 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号, 工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号, 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称, 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名.

横須賀市公告第 186 号 (令和3年10月11日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。 令和3年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 187 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、国土交通大臣から横須賀都市計画道路事業3・3・7号横須賀横浜線の都市計画事業承認に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和3年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第42号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年10月11日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 6 columns: 登録番号, 給水装置工事事業者名, 代表者名, 所在地, 指定年月日, 有効期限.

593	青木設備工業株式会社	青 木 光	横須賀市二葉一丁目29番7号	令和3年 9月22日	令和8年 9月21日
-----	------------	-------	----------------	---------------	---------------

~~~~~  
**横須賀市上下水道局告示第43号**  
 水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和3年10月11日  
 横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名   | 代 表 者 名   | 所 在 地                 | 更新された指定の有効期間               |
|------|--------------|-----------|-----------------------|----------------------------|
| 112  | 有限会社横須賀リフォーム | 宇田川 信 和   | 横須賀市長井一丁目19番13号       | 令和3年9月30日から<br>令和8年9月29日まで |
| 113  | 有限会社井上住設     | 井 上 聡     | 三浦市南下浦町上宮田3314番地      | 同                          |
| 122  | 大倉設備工業株式会社   | 鈴 木 淳     | 鎌倉市雪ノ下五丁目1番5号         | 同                          |
| 125  | 有限会社東組       | 東 満       | 横須賀市岩戸三丁目17番1号        | 同                          |
| 126  | 有限会社ヤマダ衛設    | 山 田 勝 馬   | 横須賀市長沢六丁目4番47号        | 同                          |
| 128  | 株式会社昌工       | 山 浦 哲 昌   | 横浜市中区寿町二丁目6番地2        | 同                          |
| 131  | 第一環境株式会社     | 岡 地 雄 一   | 東京都港区赤坂二丁目2番12号       | 同                          |
| 133  | 株式会社荏山設備     | 荏 山 寛 樹   | 横須賀市内川一丁目2番23号        | 同                          |
| 135  | 株式会社昭和工業     | 齋 藤 芳 宏   | 横浜市戸塚区戸塚町4668番地       | 同                          |
| 138  | 株式会社平設備      | 石 井 謙 吏   | 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目10番12号 | 同                          |
| 141  | 株式会社金子産商湘南   | 金 子 久 雄   | 横浜市金沢区東朝比奈三丁目16番2号    | 同                          |
| 143  | 有限会社パイプハンター  | 原 智恵男     | 横須賀市野比一丁目3番3号         | 同                          |
| 145  | 株式会社小崎組      | 小 崎 尊 之   | 横須賀市東逸見町二丁目50番地       | 同                          |
| 147  | 有限会社岡部工業     | 岡 部 隆 三   | 横須賀市馬堀町四丁目14番30号      | 同                          |
| 148  | あおき設備        | 青 木 勲     | 横須賀市野比2丁目24番7号        | 同                          |
| 159  | 有限会社森村工業     | 森 村 和 夫   | 逗子市桜山四丁目2番31号         | 同                          |
| 163  | 矢島工業株式会社     | 矢 嶋 輝 夫   | 横浜市泉区中田東四丁目48番2-309号  | 同                          |
| 165  | 宮内工業株式会社     | 宮 内 敏 昭   | 横浜市港北区箕輪町二丁目8番22号     | 同                          |
| 168  | 有限会社たかなみ     | 川 井 直 哉   | 横須賀市太田和三丁目1203番地      | 同                          |
| 172  | 有限会社裕伸       | 松 本 健 志   | 横須賀市大津町四丁目2番13号       | 同                          |
| 175  | 株式会社田辺水道工務店  | 田 辺 徹 二   | 横浜市保土ヶ谷区仏向西17番14号     | 同                          |
| 176  | 株式会社三田設備     | 蛭 田 尚 幸   | 三浦市南下浦町金田380番地        | 同                          |
| 180  | 有限会社久保設備     | 久 保 誠     | 横須賀市鴨居三丁目32番6号        | 同                          |
| 185  | 株式会社富士住設機器   | 山 下 陽 次   | 横浜市旭区笹野台三丁目48番20号     | 同                          |
| 189  | 興栄工業株式会社     | 山 本 毅 一 郎 | 横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目56番8号    | 同                          |
| 191  | 有限会社鈴木建設     | 鈴 木 徹     | 横須賀市根岸町五丁目9番11号       | 同                          |
| 194  | 藤原設備         | 藤 原 道 雄   | 横須賀市金谷2丁目2番20号        | 同                          |
| 195  | 有限会社正一設備     | 難 波 正 一   | 横浜市港北区篠原町1338番地の2     | 同                          |
| 200  | 有限会社尾形設備     | 尾 形 晋 一   | 逗子市山の根二丁目10番30号       | 同                          |
| 202  | オザワ総合設備株式会社  | 小 澤 淳 一   | 横浜市保土ヶ谷区峰岡町二丁目214番地   | 同                          |
| 205  | 湘南住設工業       | 荒 井 清 貴   | 三浦市南下浦町上宮田2989番地25    | 同                          |
| 208  | 有限会社串田設備     | 串 田 賢 司   | 横浜市緑区鴨居町2544番地        | 同                          |

|     |             |         |                 |   |
|-----|-------------|---------|-----------------|---|
| 211 | 京浜管鉄工業株式会社  | 平 松 拓 也 | 東京都豊島区目白二丁目1番1号 | 同 |
| 212 | アイナイ工務店株式会社 | 相 内 明 則 | 横須賀市吉井三丁目2番1号   | 同 |

横須賀市上下水道局告示第44号  
 横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和8年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。  
 令和3年10月11日  
 横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名    | 代 表 者 名 | 所 在 地          | 指 定 年 月 日 |
|-------|------------|---------|----------------|-----------|
| 須 407 | 青木設備工業株式会社 | 青 木 光   | 横須賀市二葉一丁目29番7号 | 令和3年9月22日 |

## 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第6号（令和3年10月11日 掲 示 済）  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。  
 令和3年10月11日  
 横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長 島 洋  
 （次のとおりは略）

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第19号（令和3年9月30日 掲 示 済）  
 次に掲げる施設は、令和3年10月1日から供用を再開します。  
 令和3年9月30日  
 横須賀市教育委員会  
 教育長 新 倉 聡

- 横須賀市立中央図書館（横須賀市立児童図書館を含む。）、横須賀市立北図書館及び横須賀市立南図書館
- 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館
- 横須賀美術館
- 横須賀市生涯学習センター

## 農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第10号（令和3年10月1日 掲 示 済）  
 令和3年第10回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
 令和3年10月1日  
 横須賀市農業委員会  
 会長 田 丸 定 雄

- 日時 令和3年10月11日午後3時
- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項
  - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
  - 農地等の現況に関する照会に対する回答について
  - 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
  - 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
  - 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に

ついて